

契約事前確認公募について

令和6年8月30日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「使用済燃料の管理に関する基礎的調査・検討」業務について、下記の募集要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定法人等と当該応募者との間の競争手続に移行する予定です。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

使用済燃料の管理に関する基礎的調査・検討

(2) 履行期間

契約締結日～令和7年3月21日

(3) 概要

国内では、再処理稼働に向けて進んでいる一方、使用済燃料の管理については、これまで様々な検討が国内外で行われている。将来の不確実性を考慮し、現時点での管理における各選択肢における課題を整理することは、ステークホルダーの意向も踏まえ、将来の福島第一原子力発電所の使用済燃料の取扱いを考える上で必須である。このような状況を勘案し、将来の多様な適用性を考慮して、以下の検討業務を行う。

- 管理には様々な選択肢がある。その選択肢の中において、特徴及びメリット・デメリット等の整理を行う。
- 上記を整理した結果、通常と福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）のように異なる性状を有した使用済燃料の各選択肢における留意事項をまとめる。

実施内容は以下の通りである。

各種管理の国内外の情報の整理

1F 使用済燃料と通常炉の使用済燃料の性状の差異の特定

性状の差異による各種管理において特に慎重な対応を要する事項の整理、及び検証す

べき安全評価の体系的な相関構築

各種管理において特に慎重な対応を要する事項に対しての課題解決に向けた検討方針
及び検討期間の明確化

2. 応募する者に必要な資格

以下全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は参加資格を有しない。

契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

この項(この号を除く)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。

(4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(6) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。

(7) 仕様書の交付を受けた者であること。

(8) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。

(9) 以下の技能に関する要件を満たしていること。

使用済燃料の管理に関連する技術支援業務経験を有すること

使用済燃料の管理に関連する国内外情報の収集・整理し、知見や根拠の整理し、課題解決に向けた検討が可能な能力を有していること

3 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「使用済燃料の管理に関する基礎的調査・検討」業務担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

(イイ アンダ-パ- ディ イイ アイ イイ アットマーク イエ ディ イフ ドット ジー- オドット ジー- ピー-)

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記(1)において令和6年9月13日(金)までの平日(10:00-17:00)に配布する。

なお、事前に上記(1)の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

提出期限：

令和6年9月17日(火)12時00分

提出場所：

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「使用済燃料の管理に関する基礎的調査・検討」業務担当あて(郵送による場合は、
期限まで必着のこと)

【提出書類】

参加意思確認書(別添)

令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

組織概要(パフレット等)

作業体制図及び作業計画書(様式自由)

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 競争手続きに移行した場合、その旨通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに
応じなければならない。

以 上

令和 年 月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者

住 所

会社名

代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件名：使用済燃料の管理に関する基礎的調査・検討

連 絡 先

所 属

役 職 氏 名

メールアドレス

電 話 番 号